
第25回当別町農業委員会総会議事録

日 時 令和元年6月28日(金) 午後3時00分開会

開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

1 出席委員(16名)

1番	秋	吉	稔	之
2番	山	田	裕	一
3番	岸	本	辰	彦
4番	青	山	眞	士
5番	稲	村	勝	俊
6番	菊	田		実
7番	佐々	木	章	史
8番	石	田	秀	人
9番	森	本		茂
10番	吉	成	賢	二
11番	古	熊	健	一
12番	狩	野	菊	恵
13番	且	見	英	和
14番	才	田	利	幸
15番	泉		和	浩
16番	重	原	昌	章

2 欠席委員(0名)

3 出席事務局職員

事務局長	高	松	悟	志
事務局次長	高	田	訓	之
主幹	土	井	大	輔
主事	板	木	誠	也

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用事業完了報告について」
日程第5	報告第2号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について」

- 日程第6 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」
- 日程第7 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
- 日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」
- 日程第9 議案第4号「当別農業振興地域整備計画の変更について」
- 日程第10 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」
- 日程第11 議案第6号「土地の現況証明願いの決定について」

議 事 次 第

< 開会宣告 >

- 議 長 只今の出席委員16名、定足数に達しておりますので、第25回当別町農業委員会総会を開会いたします。
- 議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

< 日程第1 議事録署名委員の指名 >

- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。
- 各委員 異議なしの声
- 議 長 異議なしの声がございましたので、2番山田委員、3番岸本委員を指名いたします。

< 日程第2 会期の決定 >

- 議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。
- 各委員 異議なしの声
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

< 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より報告いたします。

事務局次長 先月の総会終了以降の会務報告を申し上げます。6月7日には「北海道農業者年金協議会理事会」が開催され、重原会長が出席しております。

6月19日には「第40回北海道農業者年金協議会総会」が開催され、重原会長が出席しております。

6月20日には「一般社団法人北海道農業会議第87回総会」が開催され、重原会長が出席しております。

以上でございます。

< 日程第4 報告第1号 >

議 長 日程第4 報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用事業完了報告について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長 只今議題となりました報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用事業完了報告について」ご説明申し上げます。

今回報告がありましたのは、番号1番の1件でございます。

番号1番につきましては、風力発電事業に伴う事前調査のための風況測定器を設置したもので、一時転用期間が終了し測定器が撤去され、農地に復元されたことを事務局で現地確認をいたしましたのでご報告します。

なお、現況写真につきましては、報告第1号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

－議案書を朗読説明－

議 長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議 長 質疑なしと認め、報告第1号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議 長 異議なしと認め、報告第1号は、承認することに決定をいたしました。

< 日程第5 報告第2号 >

議 長 日程第5 報告第2号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長 只今議題となりました報告第2号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について」ご説明申し上げます。

今回報告がありましたのは、番号1番の1件でございます。

番号1番につきましては、電気通信事業法に基づく電気通信事業の用に供す

る通信用アンテナを設置するもので、事務局で現地確認を行い非農地となっていることをご報告します。

なお、現況写真につきましては、報告第2号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

－議案書を朗読説明－

- 議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。
各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、報告第2号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、報告第2号は、承認することに決定をいたしました。
-

< 日程第6 議案第1号 >

議長 日程第6 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長 只今議題となりました議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」ご説明申し上げます。

今回、通知がありましたのは、番号1番の1件でございます。

内容につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えております。

－議案書を朗読説明－

- 議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。
各委員 質疑なしの声
議長 質疑なしと認め、議案第1号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。
各委員 異議なしの声
議長 異議なしと認め、議案第1号については、承認することに決定いたしました。
-

< 日程第7 議案第2号 >

議長 日程第7 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長 只今議題となりました議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番から4番の4件でございます。

番号1番の譲受人は、当該地を譲り受け、経営規模を拡大しようとするものであります。

2番から4番の借主は、当該地を借り受け、経営規模を拡大しようとするものであります。今回の申請の番号1番から4番につきましては、お手元にあります議案第2号資料「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準となる農

地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

— 議案書を朗読説明 —

議長

説明が終わりましたので質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、まずは、番号1番の質疑を求めます。

各委員

質疑なしの声

議長

質疑なしと認め、番号1番については決定してよろしいでしょうか。

各委員

異議なしの声

議長

異議なしと認め、番号1番については決定いたします。

次に、番号2番から4番の質疑に入りますが、議事参与の制限がありますので、ここで休憩をいたします。

【重原議長退席】

代理

再開いたします。次に番号2番から4番の質疑を求めます。

各委員

質疑なしの声

代理

質疑なしと認め、番号2番から4番については決定してよろしいでしょうか。

各委員

異議なしの声

代理

異議なしと認め、番号2番から4番については決定をいたしました。

休憩いたします。

【重原議長復席】

< 日程第8 議案第3号 >

議長

日程第8 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長

只今議題となりました議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番の1件でございます。番号1番の譲受人は、当該地を求め、「鋼製建具組立工場、資材庫の新設及び駐車場の整備」をするため、農地転用の許可を得ようとするものであります。

許可の基準となる農地区分の判断であります。当該地は、概ね10ha以上の集团的農地であることから第1種農地であります。

第1種農地の転用については、原則不許可であります。農地法施行規則第35条の規定による第1種農地であっても農地転用の許可をすることができる「特別の立地条件を必要とする」に合致することから、農地法第5条「農地の転用の制限」の内、第2項ただし書きに該当するため、問題ないものと考えます。

また、6月21日に開催した農地転用審査特別委員会で審議し、承認を得たところであります。

尚、北海道農業会議への意見聴取案件となりますので、意見回答を受けたのち、会長の専決処分とすることとし、総会での報告案件とさせていただきたいと考えております。

農地法第5条調査書は、議案第3号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたが、この案件は、先に農地転用審査特別委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。

【吉成委員（農地転用審査特別委員会委員長）資料を朗読説明】

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第3号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第3号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第9 議案第4号 >

議長 日程第9 議案第4号「当別農業興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長 只今議題となりました議案第4号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、当別町が行う農業振興地域整備計画の変更について、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、番号1番の1件でございます。番号1番の申請人は、当該地に鋼製建具組立工場及び資材庫を新築し、駐車場を整備するため、農用地区域内の農地から除外するものでございます。

今回意見を求められている案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に合致することから、変更することが出来るものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

各委員 質疑なしの声

議長 質疑なしと認め、議案第4号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なしの声

議長 異議なしと認め、議案第4号については、許可することに決定いたしました。

< 日程第10 議案第5号 >

議長 日程第10 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

事務局次長 只今議題となりました議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して、利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権の移転に係るものが4件10筆、77,652㎡、賃貸借の利用権設定に係るものが3件7筆、92,356㎡でございます。

尚、これら7件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長
議 長
各委員
議 長
各委員
議 長

休憩いたします。

再開いたします。説明が終わりましたので質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第5号については、決定してよろしいでしょうか。

異議なしの声

異議なしと認め、議案第5号については、決定をいたしました。

< 日程第11 議案第6号 >

議 長

日程第11 議案第6号「土地の現況証明願いの決定について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

事務局次長

只今議題となりました議案第6号「土地の現況証明願いの決定について」ご説明申し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番と2番の2件でございます。現地調査は、共に6月21日に行い、番号1番は、才田委員・稲村委員・吉成委員と事務局土井と板木の5名により実施し、番号2番は、古熊委員・狩野委員・重原委員と事務局土井と板木の5名により実施いたしました。

土地の現況ですが、番号1番2番共に都市計画用途地域の土地で、長年耕作されず、再生利用が困難な状況となっております。

以上の現況につき、願い出がありました2件を、農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

尚、申請地の位置図及び現況写真につきましては、お手元に「議案第6号資料」として配布させていただきましたので、ご高覧いただきたいと思います。

－議案書を朗読説明－

議 長
各委員
議 長
各委員
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第6号については、可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

異議なしの声

異議なしと認め、議案第6号は、可とすることに決定いたしました。

< 閉会宣言 >

議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、第25回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 : 午後3時29分 >